

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
タイプ別認証基準細則

第1条(総則)

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会タイプ別認証規程(以下「認証規程」という。)第4条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)のタイプ別認証基準に関することについて定める。

第2条(認証基準)

認証可能と判断する基準はタイプ別に定めることとし、別表の通りとする。

第3条(改定)

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則(令和7年1月22日)

1 本細則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

(1)部活動の地域展開タイプ

	大項目	小項目	認証基準
①	活動の質	ガイドラインの遵守	クラブの活動方針・活動計画等が、スポーツ庁や都道府県・市町村(特別区は市町村に準ずる)が定めるガイドライン等に準じている。
②		ニーズの把握・反映	参加者のニーズ等を把握し、活動へ反映する仕組みや体制がある。
③		指導の質の確保	適切な指導を行うために、指導者の質を確保している。
④	連絡・連携体制	関連団体との連携	自治体や学校との連携が取れている。
⑤		連絡体制の確立	運営に必要な連絡システムを整備・管理している。
⑥	活動の継続性	収支計画の策定	継続して運営・活動を行うために、適切な収支計画を立てている。
⑦	リスクマネジメント	安全管理体制の確立	安全・安心な活動を提供するための方針や体制を整えている。
⑧		保険の加入	クラブが、参加者等の怪我や活動時の事故等に備えたリスクマネジメントのために、必要な保険に加入している。